

令和7年度富山県水墨美術館博物館実習実施要綱

1. 実施期間 年1回とし、7月～8月の6日間以内の範囲で館長が定める。
2. 時 間 原則として9時から17時まで（12時から13時は休憩時間）
3. 定 員 6名以内（申込先着順）
4. 内 容 美術館概要説明、資料整理、美術品取扱い、教育普及事業補助 等
5. 受講資格
 - (1) 次の各号すべてに該当する者
 - a. 博物館法施行規則第一条に定める修得すべき博物館に関する科目（博物館実習を除く）のすべての単位を実習実施年度末までに取得又は取得見込である
 - b. 美術についての基礎知識があり、大学等において美術に関連する科目を履修している
 - c. 美術館学芸員に就くことを希望する
 - d. 大学卒業者（令和7年度卒業見込みの者までを含む）、もしくは同等の資格を有する
 - e. 富山県在住又は出身
 - (2) その他館長が特に認めた者
6. 受入の手順
 - (1) 実習希望者本人が富山県電子申請にて、令和7年3月14日（金）までに申し込み、3月30日（日）までに当館で実習を希望する理由を含む履歴書を郵送または持参する。なお定員に達し次第、締切とする。
 - (2) 館内で受入れの可否を協議し、結果（内諾）を4月中に個別に連絡する。
 - (3) 大学からの依頼文書の受理をもって正式な受付とする。大学の博物館実習担当部局が、内諾を受けた学生の履歴書（写真貼付）を添付し、文書で館長宛に申し込むものとする。受付締め切りは5月末日（必着）とする。
7. そ の 他
 - (1) 実習中の事故等について、当館は一切の責任を負わないものとする。
 - (2) 実習生への連絡は、原則として大学等を通じて行う。
 - (3) 単位認定の条件を満たす場合、あらかじめ申し出があれば全期間受講しなくてもよいものとする。
 - (4) 実習の日時・期間や内容等は、美術館運営の都合等により実習期間内においても変更する場合がある。ただし、単位取得にあたっての配慮は十分に行うものとする。なお、大学の規定で7日間以上の実習が必要な場合は、予め申し出ること。
 - (5) 感染症対策等の衛生及び安全にかかる留意事項については、当館の指示に従うものとする。
8. 連 絡 先 富山県水墨美術館学芸課 博物館実習担当
〒930-0887 富山市五福777番地
Tel. 076-431-3719 Fax. 076-431-3720